**平成３０年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

平成２９年７月

大阪府

**平成30年度国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

日頃から、大阪府商工労働行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて、わが国の経済は、緩やかな回復基調が続いておりますが、米国や欧州の海外経済の動向が不透明であり、中小企業をとりまく経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような中、持続的な成長を実現するためには、アジアとの都市間競争に打ち勝つ環境整備を進め、大阪の産業・経済を支える中小企業の競争力強化が不可欠です。

　大阪府では、リチウムイオン電池を中心とした新エネルギーや医薬品・医療機器をはじめとするライフサイエンス関連産業の集積、そうした成長産業分野を支えるものづくり企業の集積など、大阪がもつ強みを活かしながら、産業の新たな振興、成長へとつなげるための施策を講じてまいります。

また、大阪の持続的な成長を支える若者・女性・障がい者・高年齢者など多様な人材が活躍できるよう、国の施策を踏まえて、様々な就業支援を行うとともに、産業振興と一体となった人材育成に取組んでまいります。

これらの施策の推進にあたっては、重複することなく国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、それに見合った権限と財源配分を行った上で、地域の実情にあった事業を効果的に展開できるよう、地方分権改革を一層進めることが不可欠です。

　平成３０年度の国家予算編成に当たりましては、本府の財政状況や商工労働分野における課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**平成２9年７月**

**大阪府知事　　　松 井　一 郎**

**Ⅰ　産業振興施策について**

**１．東京一極集中の是正をめざす政府関係機関の移転･････････････････････････････････**

**１**

**２．成長産業関連施策に対する格段の支援･･･････････････････････････････････････････…………**

**１**

**３．中小企業等に対する資金支援の充実・強化･････････････････････････････････････････････････**

**３**

**４．中小企業等の経営安定化等の対策強化･････････････････････････････････････････････････**

**３**

**Ⅱ　雇用施策について**

**１．雇用・就労対策の充実･･･････････････････････････････････････････････････････････････････････３**

**４**

**２．労働環境の向上････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**６**

**３．職業能力開発制度の充実･･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**７**

**４．あいりん地域対策の強化･･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**８**

**５. ホームレスの方の就労自立支援等････････････････････････････････････････････････**

**10**

**Ⅲ　国と地方の適正な役割分担について**

**１．ハローワークの地方公共団体への移管･･･････････････････････････････････････････････････**

**11**

**２．近畿経済産業局の中小企業実態把握機能の充実･･････････････････････････････････**

**11**

**３．運輸事業振興対策の推進･･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**11**

**Ⅰ　産業振興施策について**

**１．東京一極集中の是正をめざす政府関係機関の移転**

「副首都ビジョン」に基づき、東京一極集中を是正し、「東西二極の一極」として

日本の未来を支え、けん引する副首都・大阪としてふさわしい都市機能の向上を図

るため以下の機能の設置を図られたい。

**（１）工業所有権情報・研修館の統括拠点、特許庁の審査拠点の設置**

７月31日にオープンする工業所有権情報・研修館（INPIT）の近畿統括本部について、中小企業の知的財産活用支援に資する活動を展開すること。また、INPITの近畿統括本部の活用状況を踏まえ、西日本を対象とする特許庁の審査拠点の設置を検討すること。

※平成２９年６月最重点提案・要望において要望済み。

**（２）ＰＭＤＡ関西支部の機能強化**

大阪・関西が強みを有する再生医療分野について、ＰＭＤＡ関西支部において審

査が実施されるよう、国からＰＭＤＡに対し、必要な措置等を講じること。

また、地方創生の観点から、審査実施に伴う費用を含め、国が関西支部の全ての

運営費を負担すること。

※平成２９年６月最重点提案・要望において要望済み。

**２．成長産業関連施策に対する格段の支援**

**（１）再生医療拠点の形成**

本府では、ライフサイエンス分野の拠点となる、彩都・健都における取組みを進めてきたところであるが、これらに加え、新たに大阪・中之島４丁目地区において、再生医療のヒトへの応用から実用化、グローバル展開まで一貫して産業化を推進する拠点形成をめざしている。

この拠点形成は国家的に推進すべき事業であり、また、拠点の核となる「（仮称）再生医療国際センター」は研究が中心となる施設であることから、同センターの整備・運営に必要となる事業費等について、新たな支援制度を創設すること。

※平成２９年６月最重点提案・要望において要望済み。

**（２）水素・蓄電池関連産業の振興**

国においても、「水素基本戦略（仮称）」の策定作業が今年度から始まるなど、水素社会の実現に向けた動きが加速しているところ。大阪府、大阪市および関西経済界でとりまとめた「夢洲まちづくり構想（案）」では、水素をはじめとした多様なエネルギーの導入が検討されており、現在その夢洲への誘致に取組んでいる大阪万博やIRでの水素エネルギーの利活用も見据え、府内の水素・蓄電池関連産業の振興を促進させるため、以下の措置を図られたい。

①　水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成28年3月改定）では、水素ステーションを2020年度までに160箇所程度、2025年度までに320箇所程度の整備、また、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化をめざすと示された。水素ステーション整備目標が達成されるよう、今後もステーション整備補助及び運営補助を継続されたい。また、燃料電池フォークリフト（FCFL）等、新たな水素アプリケーションが創出される動きを踏まえ、これらへの水素充填設備に対する整備・運営補助制度についても新たに創設されたい。

②　水素ステーション運営事業者の負担を軽減するため、セルフ方式での水素充填が可能となるよう規制の緩和措置を講じられたい。

③　水素需要の拡大に向け、新たな水素関連アプリケーションの普及を促進するため、燃料電池バスの導入補助の拡充や FCFL の導入補助の継続を図られたい。また、燃料電池船などの新たなアプリケーションの実証開発に対する補助制度を創設されたい。

④　水素社会の実現に不可欠となる社会受容性向上に向け、国の取組を強化するとともに、地方独自の取組についての補助を創設されたい。

⑤　新たなリチウムイオン電池等の技術開発・実用化を加速するため、財源措置の一層の充実を講じられたい。

**（３）堺・泉北臨海工業地域の競争力強化に向けた産業基盤の整備**

堺・泉北臨海工業地域は、石油、化学、素材、エネルギー等多様な業種が集積し、府内の製造品出荷額の２割を占める産業政策上極めて重要な地域であるが、国際競争力を維持・強化するための方策が課題となっている。

府においても、地域内の立地企業や地元市も参画した「堺・泉北ベイエリア新産業創生協議会」を通じて、新産業創生に向けた取組み等を推進しているところであるが、国際競争力の強化に向けた設備投資の促進や公共性の高い産業基盤の整備に向けて、以下の施策を充実されたい。

①　国際競争力強化に向けた石油コンビナートの生産性の向上や強靭化に資する

設備投資に対する支援制度を充実するとともに、以下の制度改善を行うこと。

・支援対象を、コンビナートを構成する関連事業者や施設にも拡大すること

・強靭化に資する支援資金の使途を拡大すること

・複数年度に渡る計画や事業所ごとの申請等を柔軟に認めること

②　公共性の高い民有護岸等の耐震補強などの対策についても、財政支援を充実・

強化すること。

③　産業基盤を支える重要なライフラインである工業用水道事業の施設更新や耐震化等に対する補助制度について、支援対象の拡充を図られるとともに、安定的かつ継続的な財源の措置を講じられたい。

**３．中小企業等に対する資金支援の充実・強化**

**（１）中小企業等への円滑な資金供給の確保**

　国においては、日本政策金融公庫の信用保険会計への出資など、必要な財政措置を講じられているところであるが、引き続き、中小企業への資金供給に支障が生じないよう、必要な財源措置を講じられたい。

また、現在、中小企業の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を促進するため、セーフティネット機能の在り方や信用保証協会と金融機関の連携によるリスク分担等について見直しの法改正が行われたところであるが、実施に当たっては、関係機関の意見や要望を十分踏まえ、中小企業・小規模事業者への円滑な資金供給に支障を及ぼすことのないよう、慎重に対応されるとともに、併せてその状況については、適時関係機関への周知を図られたい。

**（２）創業者向け融資における保証対象要件の緩和**

創業者向け保証制度（創業関連保証・創業等関連保証）は、創業前又は創業後日

の浅い中小企業者が円滑な資金調達を行う上で重要な役割を果たしているが、個人事業者として創業後に法人化した場合は利用出来ないこととなっている。しかしながら、経営形態が個人か法人かによって区別すべき理由はなく、ともに、創業期の中小企業者として、手厚く支援すべきであることから、こうした場合も利用可能となるよう要件緩和を図られたい。

**４．中小企業等の経営安定化等の対策強化**

**（１）事業承継（経営承継）円滑化に向けたさらなる税制改正**

事業承継の円滑化に向けては、平成29年度の税制改正において非上場株式の評価方法の緩和が一定図られたところであるが、改正前の制度による計算より高く株価が評価される場合があるなど、すべての事業者に対して税負担が軽減されるものとはなっていない。

経営者の高齢化が進む中、事業承継のより一層の円滑化に向け、事業承継時における税負担のさらなる軽減を図られたい。

**（２）下請中小企業対策の強化**

下請中小企業に対し、経営基盤の強化促進や取引あっせん事業の充実に万全を期

するとともに、下請代金支払遅延等防止法や独占禁止法の厳格な運用を図られたい。

**（３）商業活性化施策の充実・強化**

人口減少・高齢化社会が進む中、商店街は地域の商業・サービス拠点であるとともに、地域コミュニティの中で、安全・安心な地域づくりに重要な役割を果たしていることから、活性化に向け積極的に取組む商店街等に対する支援策の充実・強化を図られたい。

また、現在、商店街等への国庫補助金は、地方公共団体を経由しない、いわゆる「空飛ぶ補助金」となっているが、地方分権改革の趣旨に鑑み、早期に地方公共団体に権限・財源を移譲することを検討されたい。

**Ⅱ　雇用施策について**

**１．雇用・就労対策の充実**

**（１）地方創生への取組みの強化**

　　　 少子化に伴い労働力人口が減少する中、社会の活力維持や経済の持続的な成長を図るためには、若者や女性などの雇用対策の強化が不可欠である。このため、大阪府では、ハローワークとの一体的実施を行うOSAKAしごとフィールドを軸に、地方創生推進交付金を活用し、若者や女性などの雇用対策、東京圏等からの人材還流、プロフェッショナル人材事業等中小企業の人材確保に取組んでいる。地方創生交付金については、当初、全額国庫負担で措置されていたにもかかわらず、現状の地方創生推進交付金では１／２を地方が負担する仕組みとなっているため、全額国庫負担で必要な財源を確保されたい。さらに、これらに積極的に取組む地方公共団体には財源を重点的に配分するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる仕組みにされたい。

また、プロフェッショナル人材事業で追加された財政的支援について、継続的に措置されたい。

**（２）若者の活躍推進施策の充実**

若者の安定就業を促進するため、大阪府では、社会人基礎力の向上支援に加えて、大企業志向や事務職志向からの意識転換により、若者を就職に結び付ける取組みや、職場定着を推進するとともに、若手人材不足に悩む中小企業において、円滑な人材確保が進むよう積極的に支援を行っているため、国において、必要な財源を措置されたい。

また、地域若者サポートステーション事業において、高校中退者等への切れ目のない支援が積極的に行われるよう、事業評価の見直し等による対応をされたい。

**（３）女性の活躍推進施策の充実**

女性の活躍推進を図るため、大阪府では、働いた経験に乏しく、具体的な

就業活動ができていない若年女性の安定就業への誘導や定着支援、新たな職域への意識啓発、中小企業における女性の働く環境整備等の支援を積極的に行っているため、国において、必要な財源を措置されたい。

**（４）障がい者への雇用対策の強化**

平成３０年４月からの精神障がい者の法定雇用率算定基礎の追加と、これに伴う法定雇用率の引き上げ動向等を踏まえ、障がい者の新規雇用拡大及び職場定着を促進するため、以下の施策を充実されたい。

① 精神・発達障がい者の職場定着のため、事業主向けの雇用管理手法の導入促進等の支援策を実施するとともに、精神・発達障がい者への支援並びに事業主への雇用啓発活動のさらなる充実強化を図られたい。

②　法定雇用率未達成である全ての事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を求められたい。さらに企業名の公表を実施後もなお、雇用状況の改善が見られない企業に対し効果的な制裁措置が講じられるよう、障害者雇用促進法において罰則規定を定められたい。

　　　　なお、罰則規定が設けられるまでの間、少なくとも国と取引関係にある事業主

のうち、法定雇用率未達成である事業主に対する指導を強化されたい。

③　本府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合

評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国においても同制度の導入を検討されたい。

④　特定求職者雇用開発助成金の支給額の引き上げや、障害者試行雇用（トライア

ル雇用）事業の利用状況を踏まえた必要な財源の確保など、事業主に対する各種

助成金制度の拡充に努められたい。とりわけ、障がい者を多数雇用する中小企業

の事業主に対する助成金を充実させるとともに、障害者雇用納付金制度では、支

給を受けるために必要な障がい者数の引き下げを図られたい。

⑤　身体障害者手帳等を有していないが、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者への支援策の構築並びに事業主への雇用啓発活動のさらなる充実強化を図られたい。また、これらの方々についても、雇用率制度及び障がい者の雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加されたい。

⑥　改正障害者雇用促進法に基づき事業主の義務となった、障がい者に対する差別

禁止と合理的配慮の提供について、事業主へ周知徹底と円滑な運用を図られたい。

⑦　聴覚障がい者等の就業・定着を支援するために、大阪府では、職業生活上の相談・支援を手話を通じて行う聴覚障がい者等ワークライフ支援事業を実施しているが、より身近で適時のサポートを行うために、国としても、ハローワークにおける手話協力員制度を拡充する等、手話による職業生活上の相談・支援を充実されたい。

また、現行の手話通訳担当者の委嘱助成金に加え、難聴・中途失聴者への要約筆記の提供など、職場内での情報保障及びコミュニケーションの確保に配慮する事業主に対し、助成金の拡充を図られたい。

⑧　障がい者の雇用促進には、雇用の実態把握が不可欠であるが、現状の算定方法では、企業の主たる事業所（いわゆる本社）の所在地に全雇用者数が算入され、大阪府における障がい者の実雇用数が正確に把握できない。いわゆる本社所在地の都道府県だけでなく大阪府内の事業所での雇用実態が把握できるよう、算定方法を見直されたい。

**（５）発達障がいの可能性を有する方等の就業支援の強化**

　　　 就職意欲が高いものの、発達障がいの可能性がある方や、精神・身体疾患等からの回復期にある方など、就職に困難な要因を抱えた求職者について、大阪府では、カウンセリングの実施体制を充実させるとともに、職場体験等を併せて実施することで適性を見極め、早期就職・定着ができるよう、積極的な支援に取組んでいるため、国において、必要な財源を措置されたい。

**（６）「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」の交付要件の改正**

シルバー人材センター連合に交付される高年齢者就業機会確保事業費等補助金の補助額について、都道府県の補助額に係わりなく、事業実績に応じた補助額への改正を検討されたい。

**２．労働環境の向上**

**（１）いわゆるブラック企業への指導・監督の強化**

主に若年正社員に対し、過度な長時間労働やサービス残業等の違法な労働を強要するなどのいわゆるブラック企業が問題になっている。また、無理があるシフトなど学業への支障をきたすような働き方を強要する、いわゆるブラックバイトも問題になっている。

このような労働基準法等の労働関係法令に違反している企業等への啓発、指導・監督及び法令違反の相談窓口体制を一層充実されたい。

**（２）非正規労働者の処遇改善を図るための取組みの推進**

非正規労働者の処遇改善を図るため、改正パートタイム労働法等労働関連法令が遵守されるよう指導に努めるとともに、正規労働者との均等・均衡のとれた待遇確保はもとより、同一労働同一賃金の実現や正社員化の促進等が図られるよう、速やかに法改正し、事業主に対する支援、助言・指導の強化など、実効性のある取組みを一層推進されたい。

**（３）最低賃金の引き上げ**

　　　 地域別最低賃金について、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう、政労使会議等の合意内容を十分勘案し、引き続き、その引上げに努められたい。

**（４）派遣労働者に対するセーフティネットの強化**

派遣労働者における雇用の安定に向けた取組み、職業訓練や雇用保険の拡充など、引き続き、セーフティネットの強化に努められたい。

**（５）働き方改革の推進等によるワークライフバランスの実現を図る取**

**組み強化**

　　　 ワークライフバランスの実現を図るため、労働時間等の設定が労働者の健康と生活に配慮されるよう、働き方改革の推進を中心に以下の取組みを一層強化されたい。

①　所定外労働時間の削減等による総労働時間の短縮や賃金不払い残業の解消に向けた事業場への指導・監督の強化や、インターバル制度の普及促進に向けた実効性ある対策を講じられたい。

②　長期休暇や連続休暇制度の早期導入をはじめ、年次有給休暇の取得促進に向けた事業主への啓発、支援策を拡充されたい。

**（６）過労死等の防止を図る取組みの推進**

社会的に過労死、過労自死の防止が喫緊の課題となっている中、過労死等防止対策推進法及び過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づく、具体的かつ効果的な施策を推進するとともに、地方公共団体が過労死防止対策を実施する際には、必要な財源を措置されたい。

**３．職業能力開発制度の充実**

**（１）次世代産業を支える人材育成に向けた職業訓練の充実**

　　 　ＩｏＴ、ＡＩ等の導入により高度化、多様化する産業モデルや、それらに取組

む中小企業等のニーズを捉え、産業振興と一体となった人材育成が推進されるよう、職業訓練基準の見直し、必要な予算措置等、制度の充実に努められたい。

**（２）障がい者の職業訓練に係る指導員等の充実**

平成２８年７月に策定された「職業能力開発施設における障害者訓練の在り方について」において、職業訓練の対象となる方の障がいの重度化・多様化の傾向、精神・発達障がい者等に対する職業訓練の需要の高まり等を受け、訓練科目や訓練体制の拡充等といった対応策が示されたところである。

大阪府においても、精神障がい者向け科目の一般校への新設などに取組んでいるところであるが、個々の障がい特性や配慮事項を勘案した訓練、職域拡大に向けた新たなプログラム開発等を進めるには、福祉や医療に精通したスタッフの配置や高い専門性を有する職業訓練指導員の確保が必要なことから、国においては、新たな指導員免許の創設や、福祉や医療スタッフの配置に必要な予算措置など、体制強化に向けた措置を講じられたい。

**（３）訓練手当の所得要件の基準改正**

職業訓練を受講する障がい者等に対して都道府県が支給する訓練手当の支給基準は、国が定めている。その支給基準では、身体障がい者には、本人と配偶者の合計所得に対して支給制限がある一方で、知的障がい者と精神障がい者には所得による支給制限がなく、受給対象者間でのバランスを欠くこととなっているため、対象者にかかる所得要件について適正化を図られたい。

**（４）離職者等再就職訓練事業等に係る財源支援**

離職者等再就職訓練事業については、平成２３年度から国実施の事業が移管され たことに伴い、全国一律で１名分の人件費の措置が講じられたが、府県間で事業実施規模には差があるため、規模に応じた適正な人件費を措置されたい。

**４．あいりん地域対策の強化**

**（１）国における抜本的な総合対策の推進**

関係省庁共同による組織体制の整備や事業予算の確保などにより、あいりん地域の現状を見据えた日雇労働対策を実施するとともに、福祉、住居、保健衛生、生活環境等広範囲な分野にわたる抜本的な総合対策を推進されたい。

**（２）日雇労働者の雇用対策の充実**

①　建設産業の変容に伴い、あいりん地域における労働力の需給バランスが大きく崩れていることから、全国的規模での就労斡旋の実施など広域的・総合的な観点から日雇労働の需給調整に取組まれるとともに、建設業以外の職種への転換を容易にするための施策を充実されたい。

②　公共事業の執行にあたっては、年間における日雇労働需要の変動を抑制し、就労機会の均一化を図られたい。

③　高齢日雇労働者の就労は、特に厳しい状況にあることから、特別就労事業の創設など、実効性のある対策を実施されたい。

**（３）日雇労働者の雇用環境等の改善**

①　地域における就労経路の適正化を図るため、求人行為の集中する早朝の時間帯に巡回指導を行うなど、求人事業所に対して「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく「募集に関する事項の届出」の遵守及び「雇用に関する文書の交付」の徹底、職業安定法に違反する求人行為の防止など指導の強化に取組まれたい。併せて、いわゆる労災隠しを防止するため、事業主に対して労働災害発生時の適切な対応についてなお一層の啓発指導に取組まれたい。

②　事業主に対し、雇用保険制度の加入を促進するとともに、生活の安定を図るため、受給要件の緩和等の措置を講じられたい。

③　対象となる全ての事業所において健康保険日雇特例被保険者手帳に印紙の貼付を受けることができるよう措置を講じられたい。

④　建設日雇労働者の退職金共済手帳の取得が促進されるよう、建設業退職金共済制度のより一層の円滑かつ確実な履行の確保を図られたい。

⑤　現行の日雇労働者等技能講習事業のより効果的な推進のために、受講に伴う生活上の支援措置を講じられたい。

⑥　「あいりん労働福祉センター」の耐震対策について、平成28年7月26日に開催された「第５回あいりん地域まちづくり会議」において、「あいりん労働福祉センター」は南海電鉄高架下への仮移転が決定しているが、将来の新労働施設の整備を含めて、いわゆる「青空労働市場」の解消を図るために国において設置された寄り場、駐車場等の労働施設の機能を維持するために必要な措置について、考え方を示されたい。

また、耐震化とともに、老朽化が進行する同施設の安全かつ安心な管理運営に必要な予算及び所要の措置を講じられたい。

**（４）あいりん地域における職業紹介のあり方検討の実施**

公益財団法人西成労働福祉センターにおいて実施している日雇労働者に対する職業紹介は、建設投資の減少や加速する日雇労働者の高齢化、若年不安定就労層の建設労働への流入、携帯電話の活用等による労働者の募集方法の変容など、様々な構造的な課題を有しており、現在では、地域の日雇労働者に対する労働需要の大幅な減少が続いている。

こうした状況を踏まえ、国として同地域における職業紹介事業のあり方について検討を行い、適切な措置を講じられたい。

併せて、当面同センターが職業紹介事業を実施するにあたり、必要な財政措置を講じられたい。

**（５）求人の適正化等**

「あいりん地域」において、適切な職業紹介を実施する観点から、国においても、下記の事項について、万全の対応を図られたい。

①　建設事業主等への指導の徹底

建設事業主や事業主団体に対し、適正な労働条件の明示及び安全、快適な労働環境の整備状況について、機会あるごとに指導されたい。

また、除染作業をはじめとする放射線障がいが懸念される業務について、労働者の安全管理の徹底を指導されたい。

②　不適正事案発生時の迅速かつ適切な対応

求人事業所における不正な事案及びそれが疑われる事案が発生した場合、遠隔地での事案を含め、指導・処分の権限を有する国において、的確な事実関係の把握及び、迅速かつ適切な対応を行われるとともに、不正な求人事業所に対しては、厳正な処分を行われたい。

さらに、その経過や結果については、今後の適正な求人受理を担保する観点から、職業紹介事業所に情報を提供されたい。

**５．ホームレスの方の就労自立支援等**

**（１）ホームレスの方の就労機会の確保・提供**

①　「ホームレス自立支援センター」の入所者の就職率が40％台に留まっており、モチベーション向上のための個別カウンセリングや就職への意識を高めるセミナーなど、就職率を更に高めるための施策を充実されたい。

②　国所管の河川・道路などの公共施設の維持・管理業務に、ホームレスの方が優先的に従事できる就労支援策を組込まれたい。

③　民間企業において常用雇用の促進が図られるよう、ホームレスの方を「特定求職者雇用開発助成金制度」の対象者とするなど雇用奨励施策を充実されたい。

④　ホームレス就業支援事業は、ホームレスの方に対し常用就職などの安定した就労機会の確保や就業による自立促進に必要不可欠であることから、今後とも安定的かつ継続的な財源を確保されたい。

**（２）ホームレス化の予防支援**

①　あいりん地域においては、高齢日雇労働者の就労機会が激減しており、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在することから、就業機会の確保など、労働対策を講じられたい。

②　ホームレス化予防の観点から、本府があいりん地域高齢日雇労働者を対象に実施している公的就労機会の提供事業を円滑に進めるため、必要な措置を講じられたい。

③「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の再延長が決定されたが、大阪府では全国の中で東京都に次ぐ多くのホームレスの方が存在しており、引き続き、ホームレスの方の自立を支援するため、同法第１０条に基づき、国の責任において全額財政措置を講じられたい。

**Ⅲ　国と地方の適正な役割分担について**

国と地方公共団体の各種施策における役割と機能分担の明確化を図り、地域の実情に応じた効果的な施策展開ができるよう、地方分権改革を推進するため、以下について要望する。

**１.ハローワークの地方公共団体への移管**

ハローワークの移管については、平成２８年８月施行の第６次地方分権一括法に基づく「新たな雇用対策の仕組み」を検証しながら、最終的には必要な人員・財源を合わせた全面移管に向け、検討を進めること。

　 ※平成２９年６月最重点提案・要望において要望済み。

**２.近畿経済産業局の中小企業実態把握機能の充実**

　　 本府の「中小企業庁」の移転の働きかけに対して、平成２９年４月、近畿経済産

業局に新たな組織として中小企業政策調査課が設置されたところであるが、大阪の中小企業の実態を把握し、政策立案につながるものとなるようその機能の充実に努められたい。

**３.運輸事業振興対策の推進**

地方トラック協会及び全日本トラック協会は、貨物自動車運送事業法に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関及び全国貨物自動車運送適正化事業実施機関として国土交通大臣に指定され、同大臣の指導監督の下、同法に規定する事業（以下「適正化事業」という。）を実施している。

また、地方トラック協会からの出捐金により、全日本トラック協会は全国規模で上記事業を含む各種事業（以下「出捐金事業」という。）を実施している。

適正化事業及び出捐金事業を実施するための必要な費用については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、規定されているところであるが、適正化事業については法令に基づき国土交通省が地方トラック協会及び全日本トラック協会に実施させている事業であり、また、出捐金事業については全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、国と地方の役割分担を踏まえ国費で措置されたい。

もしくは、出捐金については都道府県がその使途に関与できないという問題点があり、公金の適正執行の観点から、本府においては出捐金を負担することが困難な状況であるため、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直されたい。